

第6回

トランスナショナルな自由競争 —域内市場とEU競争法—

6 合併規則

合併規制は、国家にとって産業政策上の重要な手段であると言えます。EUにおいても加盟国が、国策上重要な産業において合併を認めたり、あるいは、外国企業による国内企業の買収を禁じたりすることがあります。それが一因となって、EU基本条約には長い間合併規制が置かれませんでした。

EU司法裁判所はその後、EU機能条約102条や101条を合併事案に適用することができることを認めましたが、そのような場合でも、それらの規定の性格から事後的規制のみが可能であり、事前に合併規制を行うことは困難でした。そのため、1989年末、一定規模以上の企業集中(合併)を事前届出制により規制する「合併規則4064/89」^①が制定され、その後にも新たな「合併規則139/2004」^②により改正がなされています。

▶ ワン・ストップ・ショップ

合併規則の基礎にあるのは、コミッションが加盟国間の貿易に影響を及ぼす合併に対して排他的な管轄権を持つべきであると

① Regulation 4064/89 on the control of concentrations between undertakings [1989] OJ L 395/1.

② Regulation 139/2004 on the control of concentrations between undertakings [2004] OJ L 24/1.

いう考え方です。それは、「ワン・ストップ・ショップ (a one-stop-shop)」と呼ばれます。それにより、合併当事者はEUレベルで単一の管轄権に服し、関係する複数の加盟国の当局に届出を行う必要がなくなります。全世界総売上高とEU内総売上高の組合せにより「EU規模を有する集中」とみなされる合併に対しては、原則として国内法が適用されず、EUの合併規則のみに服します。

「EU規模を有する集中」とは、たとえば次のような場合です。

「以下の場合に集中は[EU]規模(dimension)を有する。

(a) すべての関係事業者の全世界総売上高合計が50億ユーロ超であること。かつ、

(b) 関係事業者の少なくとも2つの各々の[EU]内総売上高が2億5千万ユーロ超であること。

ただし、関係事業者の各々が同一の1加盟国において[EU]内総売上高の3分の2超に達する場合はこの限りでない。」(合併規則139/2004:1条2項)。

▶ 合併審査手続

合併審査手続では、関係事業者の届出の後、EU規模の有無および域内市場との両立性に関する第一次審査、域内市場と両立しないことが疑われる事案について実質的基準に基づく審査を行う第二次審査が行われます。審査結果に不服がある場合、EU司法裁判所(総合裁判所および司法裁判所)で司法審査を受けることが可能です。

実体的審査基準は、合併規則2条3項によれば、次のとおりです。

「とくに支配的地位の創出または強化の結果として、[域内]市場または

その実質的部分における実効的競争を著しく損なう集中は、[域内]市場と両立しないと宣言されなければならない。」

これは、「実効的競争の著しい阻害基準（the significant impediment to effective competition test：SIEC基準）」と呼ばれます。それは、「EU規模を有する集中」、つまり支配的地位を創り出したり強化したりしない場合（たとえば、市場シェアが第2位と第3位の事業者の合併であるが、それにより第1位にはならない場合）でも、問題となっている合併が「実効的競争を著しく損なう」と判断されるならば禁止されます。